

中世イングランドにおける雪冤宣誓（三）

——自治都市の慣習と法を中心に——

加藤 哲 実

一	序説	1
二	史料抜粋	…
三	分析および考察	63
		…
		38
		37
		…
		22
		21
		…
		1

(以上第二三卷第一号)

(以上第二三卷第二号)

(以上本号)

四 雪冤宣誓

五 結びに代えて

三 分析および考察(承前)

38 この史料では、法に反してビールを醸造し売却した廉で訴えられた女性が、二名の女性の宣誓補助者を伴って雪冤できるとされている。「法 (assisa)」は、「ビール法 (assisa cerevisiae, assize of beer)」を指しているであろう。

メイトランドによれば、領主の多くはビール法を保持していた。⁽⁸¹⁾ 領主たちはビールの価格を決定し、その品質を管理し、計量器具を検査する権能を持った。ビール法は特権の一つであるが、国王による明白な譲与は稀であり、多くの領主はそれを取得時効によって主張し、また、ノーサンバーランド、カンバーランド、ヨークシアおよびリンカンシアの領主たちは、ビール法は彼らの州の一般的慣習によって既に彼らのものであるので、取得時効による主張を強いられさえしないと述べていた。⁽⁸²⁾ このことは、メイトランドも述べているように、⁽⁸³⁾ 領主たちがビールからかなりの利益を得ていたことを示している。しかしそれは、領主の経済的利益関心に注目した場合の見方にすぎない。領民の側、すなわち村落共同体の社会生活における安定確保の観点から見れば、上述のビール法は、村落内部での互酬 (reciprocity) 行為を補うものとしての地方市場⁽⁸⁴⁾ (内部市場) を規律する機能を果たしたであろう。なぜなら、そこでは例えば、価格は需要と供給によって変動するような市場価格ではなく、⁽⁸⁵⁾ 領主によって決められる定価格であったので、経済的な競争原理が展開する余地も存せず、この内部市場交換行為は互酬行為に極めて近い社会的行為として続行されたからである。このような意味で、領主のビール法は、共同体の側から見れば村落共同体の成員にとっては共同体の社会・経済的安定を確保するための道具の一つとして機能しえたと思われる。また、粗悪なビールの売却が罰せられ、パイント柁の正確さが常に検査されたことも、

このような共同体内的利害関心に即して見た方が理解しやすいであろう。後述のようにピール法の違反者は、罰金 (fine) あるいは金銭上の憐憫罰 (pecuniary amercements) を科されているが、もともとはそうではなかった。この点についてメイトランドは次のように述べている。

「村落のすべてのピール醸造人、あるいはむしろ居酒屋の女将 (alewives) が『法に反して醸造し』た廉で当然のこととして荘園の陪審員たちによって告発されているのが一般に見出される。その結果として彼らのすべては憐憫罰を科される。晒台や肥料運搬車によって本人たち自ら当然に罰せられるべき頑固な違反者たちに対して、領主たちが金銭上の憐憫罰を科している、と国王の弁護人たちが訴えているのが一般に見出される。絞首台が『インファンゲネセーフ (窃盜現行犯絞首権) (infangenhef)』の現われであるのと丁度同じように、晒台や肥料運搬車はこの裁判権の外観をして目に見える表象である⁽⁸⁶⁾」。

ピール法違反者は、もともとは晒台や肥料運搬者で人前に晒されるという刑罰を科されたのである。それが、どの時期からかは明確でないが、領主の金銭欲が原因となつてか、罰金へと変化したのである。したがって、ピール法違反に対する刑罰は罰金によらないことが国王にとつての了解事項だったわけであり、それはそれ自体前述した共同体内的利害関心に適合的であつたはずである。

メイトランドが編集した荘園裁判所 (manorial courts) の訴訟記録集⁽⁸⁷⁾をみると、一二四六年から一二九四年に亘つて、多くの男性たちが、そして目立って女性たちが、ピール法に違反した廉で荘園の陪審員たちによって告発され、「法の違反者 (factores assise)』として名前を挙げられ、三ペンス、六ペンス、一二ペンスあるいは一八ペンスの罰金ないし金銭上の憐憫罰を科されていることが分かる。ベック大修道院長の荘園では、一二四六年の或る開廷期のピール法違反者一三名中六名が女性であり、一二四七年には一一名中一一名が、一二四八年には三名中一一名が、一二七五年には一一名中四名、九名中一一名、一二名中五名が、一二八九年には一二名中三名が、各々一つの開廷期において、女性であつた。ラム

ジイ大修道院長の莊園では、一二七八年一月一七日の裁判でのビール法違反者一名中全員が女性であった。

M・M・ポスタンも、史料上の典拠は明確にしているものの、中世イングランドの多くの村落において女性がビール醸造を商売のために営んでいたことを次のように述べている。

「幾つかの家族は、ビール醸造によって彼らの収入を増やした。ビール法 (assize of ale) 違反で支払われた罰金から判断して、大抵の村落において居酒屋の女将 (alewives) が多数存在した。」

「大抵の村落では、ビールもまた醸造を専業とする『居酒屋の女将』によって供給された。」

「居酒屋の女将 (alewivys, alewives)」は、居酒屋 (alehouse, alehous, alehouse) を営み、ビールを小売りし客に飲ませるわけであるが、彼女らは同時にビールの醸造も行っていたのであろう。

以上、莊園領主のビール法と村落共同体でビールを醸造する女性たちについて述べてきたが、これらの局面を自治都市も共通に持ちえたように思われる。この点は、証明すべき事柄として別個に取り扱われるべきであるが、差し当り、史料 38 の自治都市 Toksey では、領主権力の強弱如何の問題は残るにしても類似の情況が想定されてもよいようにみえる。そしてここでは、ビール法に違反した女性は、両隣りに住む二名の女性あるいは他の二名の女性を伴って雪冤宣誓を遂行できるのである。他の都市の史料の中にも類似の規定がある。

「そしてもし女性の醸造者が、彼女自身の手だけで、彼女が法に反して売却したりしなかったことを示すことができるならば、彼女は放免されるべし」(Bury, cap. 6. 一三二七年)。

ここでは宣誓補助者を伴わない雪冤宣誓が認められている。雪冤宣誓を遂行する本人が女性であることに注目するならば、時代は降るが次のような史料も参考になる。

「そして女性たちがこのような金銭債務の事件で訴えられ、雪冤宣誓を申し出る場合には、彼女らは、彼女らが随意に選ぶ男性たちあるいは女性たちを伴って雪冤宣誓を遂行できる」(London, Liber Albus, p. 204. 一四一九年)。

「女性が雪冤宣誓を遂行する (Femina vadiat legem.)」。

そしてもし当地の或る女性が彼女の雪冤宣誓を遂行することを容認させるならば、彼女は彼女が随意に選ぶ男性たちあるいは女性たちを伴ってそれを遂行できる」(Lincoln, cap. 13. 一四八〇—一四八一年)。

女性が訴訟当事者あるいは宣誓補助者として訴訟手続に参与していたこと、そして宣誓補助者は男女混合でもありえたことをここでは確認しておこう。

39 ここでは、損害賠償額が四〇シリング未満の侵害訴訟において、被告が雪冤宣誓を申し出ることができるとされている。原告の主張する額が四〇シリング以上の場合には、被告は、争点について答弁を行ない、雪冤宣誓を申し出た上で、その額について原告が尋問されるよう懇願できる。原告がその尋問を拒むならば、被告は雪冤宣誓を遂行することになる。もし原告が、聖書にかけて宣誓した上で、損害額が四〇シリング以上であると述べるならば、争点は陪審によって審理される。

侵害 (trespass) によって簡単にみておこう。国王裁判所における「侵害訴訟は、一二五〇年頃に、重罪 (felony) ではないが暴力を用いた廉で被告を告訴する手段として出現する」。⁽⁹⁴⁾ 権利侵害 (wrongs) は、一三世紀には主として地方の裁判所において救済されていたが、国王の利害に関わる事件、一般的には平和破壊に関わる事件は国王裁判所で扱われるようになった。こうして形成された訴訟方式が、侵害令状 (writ of trespass) を伴う侵害訴訟 (action of trespass) であり、この侵害訴訟の出現は、裁判権の拡大の結果であった。⁽⁹⁵⁾

国王裁判所において初期の時代に考案された金銭債務訴訟 (debt) や動産返還請求訴訟 (detinue) などでは、被告は雪冤宣誓を申し出ることを許されたが、それよりも後の時代の所産である侵害訴訟ではそれは許されず、陪審による審理が用いられた。⁽⁹⁶⁾

史料39で先ず分かることは、史料21にも見えているように自治都市の裁判所における侵害訴訟では、国王裁判所とは異

なり雪冤宣誓が用いえたことである。しかし、史料39の後半に現われているように、損害賠償額四〇シリングを境界として原告がそれ以上を主張した場合に、そして原告がその点について聖書にかけて宣誓を遂行した場合には、争点は陪審によって審理されることになる。この点について考察を加えよう。

一二七八年のグロスター法 (The Statute of Gloucester) 第八条は、侵害訴訟における裁判権の境界線としての四〇シリングに関して次のように規定している。

「さらに次のように規定される。すなわち、シェリフたちは、諸々の侵害訴訟をかつてそうであったように彼らの州で裁判すべし、と。そして、今後誰も、彼が取り去られた動産は少なくとも四〇シリングの価値があったのだと宣誓の上言しない限り、裁判官たちの面前で侵害令状を持つまじきこと、と。そしてもし彼が暴行について訴えるならば、彼は彼の訴えが真実なることを宣誓の上宣言すべし、と。

(Purveu est ensement, qe Viscuntes pleident en Cuntez les plez de trespas ausi com il soloient estre pleidez. E qe nul eit desoremes brel de trespas devant Justices [se il na fie] par fei, qe les biens enportez vaillent garante souz al meins. E si il se pleint de Batterie aïe par fei qe sa plainte est veritable.)」

この規定の内容は二つに分けられる。第一に、その後シェリフたちは侵害訴訟を、従来そうであったように、州裁判所で裁判することになったということ。第二に、人々は、もし彼らが、取り去られた動産が少なくとも四〇シリングの価値があったと宣誓しなかった限りは、あるいは、もしその訴えが暴行であるならば、それが真実であったと宣誓しなかった限りは、国王裁判所に到達するための侵害令状を持ちえなかったということである。この規定の目的は、侵害訴訟における地方の裁判所の裁判権を、四〇シリング未満の主張に制限することだったのではなく、J・S・ベッカーマンが論証したように、「人々が少額の主張を国王裁判所に提起するのを思いとどまらせること」、すなわち「四〇シリング未満の主張を国王裁判所の外に置いておくこと」であった。⁽⁹⁸⁾ 当時の国王裁判所においては、訴訟件数の過剰が問題となっており、

それを解決する必要があったからである。⁽⁹⁹⁾

したがって、侵害訴訟は、その損害賠償額が四〇シリング以上であろうとそれ未満であろうと、地方の裁判所で審理されたのであり、ベッカーマンがその証拠を挙げてるように、實際上、四〇シリング以上の侵害訴訟が地方の裁判所でも扱われていたのである。史料39はそのような証拠の典型的な例の一つと考えてよいであろう。

そして、興味深い点は、原告が四〇シリング以上の損害額を主張する時には、原告は宣誓を行わなければならず、それが無事遂行されれば争点の審理は陪審に委ねられるという点である。なぜなら、これは、先に挙げたグロスター法第八条の規定内容と極めて類似しているからである。原告の宣誓と陪審による審理という点である。後者についてみると、上述のごとく、国王裁判所での侵害訴訟では陪審が用いられたが、四〇シリング以上の侵害訴訟では、自治都市の裁判所においてもそれが用いられたのである。当時の人々が、原告あるいは被告の立場において、とりわけ雪冤宣誓との比較で陪審にどのような評価を与えていたかは、史料21の分析も考慮しつつ再検討しなければならないが、ここでは、国王裁判所の訴訟手続の実務が地方の裁判所の訴訟手続の実務に影響を及ぼしていた事実を確認しておこう。

40 殺人で告発された人は雪冤宣誓を行ないうることが規定されている。記述されている手続を本来の順序に整理した上で、順を追って検討してみる。(i) 被告は、失敗すれば死刑になるかも知れないという危険を覚悟の上で、三六名の宣誓補助者の名簿を作成する。(ii) その名簿を執事の手に渡す。(iii) 名簿の人々が各々各自の名前で裁判所に召喚される。この時に、もし誰かが来ることができなかつたとか、来るのを拒んだ場合には、被告は死刑を宣告される。(iv) 全員が出席すると、執事が一二名を免除し、共同体の収益管理人(ベイリフ)と参事会員類似の役人たちがもう一二名を免除する。こうして一二名の宣誓補助者が確定される。(v) 実際の宣誓の場面になると、先ず第一に被告は、自分が潔白ならば、この重罪ないし殺人について潔白であることを自ら宣誓する。(vi) 次に宣誓補助者の各々は一人ずつ宣誓する。「一人ずつ」という点に関しては、3において、キリスト教信仰の展開との関わりを考慮しつつ一二世紀の宣誓補助者も

「一人一人順次に宣誓を行なつていた」ことを示唆しておいたが、史料40では一四世紀のこの都市においてそうであったことが明記されている。(vii) 宣誓を行なうに際して、宣誓補助者一二名の誰かが聖書から手を引つ込めたり、何らかの条件を付けて宣誓しようとしたならば、被告は死刑を宣告される。(viii) 一二名全員が宣誓を行なうべきように滞りなく行なうならば、被告は放免される。

史料の冒頭において、雪冤宣誓が「五港の慣習に従つて (a la usage de cynk portes)」行なわれると書かれている。しかし自治都市Pevenseyは五港 (Cinque Ports) の一つではなかった。この点について簡単に考察しておこう。

五港 (Cinque Ports, quingue portus) は、フランスに面したイングランド南東海岸地方に位置を占める、特権 (privileges and franchises) を与えられた一定数の古来の海港である。古い時代に五港は、イギリス海軍の中で主要な役割を果たしていたのであり、その返報として国王から特権を得ていたと言われている。エドワード証聖王 (Edward the Con-fessor) の時代には Dover, Sandwich, Romney だけであつたが、ウィリアム征服王 (William the Conqueror) の時代に Hastings と Hythe が加えられて五つとなり、そこから五港という名称が生まれた。その後、ジョン王 (在位一一九九—一二一六年) の即位まです Winchelsea と Rye が加えられたが、古い名称はそのまま用いられた。

五港は、古い時代から一団となつて、一つの法人組織 (incorporation) を成していたのであり、一つのギルドであつた。それは、サセックス州の Seaford から、—— Faversham を含むのであるが—— ケント州の Margate 付近の Birchington まで連らなる海岸に沿つて裁判権を有した。そして五港は、一人の五港長官 (a Lord Warden of the Cinque Ports) の特別の監督の下に置かれており、彼は民事訴訟およびその手続に関する地方的な裁判権を持つていた。

五港は、国王のタリッジ (tallage) 賦課権——すなわち、自治都市や荘園を一体としてそれ全体に不確定金額を賦課する権利⁽¹⁰²⁾——の行使を免除され、サクとソク (sac and soc) の権利、トゥルとティーム (thol and team) の権利、流血罰金を科する権利 (bloodwite) と領主憐憫罰からの解放権 (Redwite) 晒と懲罰椅子 (pillory and tumbrell) に関する権

利、インファンゲネセーフとウトファンゲネセーフ (infangthief and utfangthief) の権利、平和破壊 (mundbruch) に對する権利、無主物と無主動物 (waives and strays) の帰属権、無主の荒蕪地と地条 (waste and strepe) の帰属権、漂流物、海底に沈んだ投げ荷、そして漂着物 (Hotsam jetsam and wilsom) の帰属権を有した。

五港の幾つかは、自己の統一体から組織体の一部としての成員都市 (Members) を生み出したが、それらの中の Seaford, Pevensea, Fordwich, Folkstone, Faversham, Lydd, Tenenterden, Deal, Margate は母体の港 (parent Ports) と同様の裁判権と都市機能を伴う自治都市 (Corporate Towns) であった。

したがって、**史料40**の Pevensey (Pevensea) は五港の成員都市だったのであり、独自の裁判権と都市機能を有したのである。史料で、雪冤宣誓が「五港の慣習に従って」行なわれると書かれている意味は、これらことから理解できる。なお、**史料45・46・47・48・50・51・52・53・54・55・56・57・58・61・62**も、五港あるいはその成員都市の史料であることが分かる。

41 原告が書面も割符も持たない場合の金銭債務ないし契約違反に関する訴訟についてであると思われる。**史料23・25・34・44** 参照。手続の順序に即して整理しながら検討する。(i) 原告・被告が法廷に出頭する。(ii) 原告が、金銭債務 (債権) あるいは契約違反について宣誓を行なうことを条件として、被告の手だけでもって、すなわち宣誓補助者なしに直ちに宣誓を行ないたいと申し出る。ここで、もし原告が自分の要求が真実であることを宣誓しようとしなければ、被告に放免の判決が下され、原告に憐憫罰が科される。宣誓補助者なしの雪冤宣誓が認められている点と原告の宣誓が要求されている点の記述が特徴的である。(iv) 原告が宣誓したならば、被告は宣誓補助者なしの雪冤宣誓を直ちに遂行する。さらに、金銭債務や契約違反と類似の事件についても同様に扱ふとされている。

42 これも書面も割符もなしの金銭債務の訴訟についてであると思われる。この場合、被告は都市の慣習に従って雪冤宣誓を申し出る (gager sa ley, vadiare legem, wage his law) ことができて、雪冤宣誓を遂行する (faire sa ley, facere legem,

make his law) ことができる。第一に、被告が都市において特権を得ている人であるか都市の住人である場合には、彼は、開廷期の決められた期日に六名の宣誓補助者を用意すれば、雪冤宣誓を遂行できる。用意できなければ、次の開廷期の日程の中で日取りを決めることが許される。

第二に、被告が、外国人ないし他所者であったり、都市の住人でない者である場合には、「彼は第三番目の手で直ちに雪冤宣誓を申し出て遂行することができる (il pourra gager et faire sa ley meyntenaunt ove la tierce mayn)」。つまり、この場合には、宣誓補助者は二名で足りるのであるが、改めて証明のための期日を決めるのではなくその場で直ちに手続を遂行させてしまう。これは、史料41における「直ちに宣誓を行なう」申し出と共通する意味を有するのであり、申し出た後に改めて遂行の期日が決められて、宣誓補助者が集められて、雪冤宣誓が遂行されるという手続とは明らかに異なっている。手続が簡略化されているのである。

それでは、宣誓補助者が六名でなく二名とされているのはなぜであろうか。この史料の編集者メアリ・ベイトスは、「ove la tierce mayn」に付した註で、「これは間違いによるものと思われる。第七番目の手の方がより真実らしく思われる」と述べている。より古い時代の史料をみると、例えば同じくロンドンのものである史料10では、後述の教会での宣誓との関連を含めて、類似の極めて示唆に富む記述がなされている。解説の鍵となる言葉を拾うと、「他所者」、「金銭債務訴訟」、「第七番目」、「六つの教会」である。そして、ここでは宣誓補助者が史料42とは異なり二名でなく六名とされている。後述のように、六名の宣誓補助者と六つの教会は数の上で密接に関連しているのであり、その対応は自然であり恐らく本来的だったのであろう。したがって、ベイトスのように、誤記ではなからうかと推測することも可能であろう。しかし、「直ちに (meyntenaunt)」という文言から推測しうる手続の簡略性との関連で、六名ではなく二名とされたのだと考えられないこともない。そして、もしそうだとすれば、簡略化された理由は、史料42全体の文脈から判断して、被告が特権獲得者ないし都市住人でなく外国人、他所者などであったからである。この意味では、外国人、他所者などが

手続上優遇されていたということになろうか。

もしもその被告が二名の宣誓補助者を用意しなかった場合には、次のような手続による被告の単独宣誓が認められることがある。先ず被告は、法廷であるギルドホールで、自分が原告に何物も負っていないことを宣誓する。次に、法廷吏員に監視されながら、ギルドホールに最も近い六つの教会へ行き、その各々の場所で、自分がギルドホールで行なった宣誓が正しいことを宣誓する。これらが成功裡に遂行されれば、被告はギルドホールに連れ戻されて放免の判決を得る。原告は憐憫罰を科される。

教会での被告本人による宣誓は、宣誓補助者による宣誓と同じ内容、価値、意味を有している。前者では、被告がギルドホールで行なった宣誓は正しいことが宣誓されるのであり、後者では、「彼〔被告〕は彼ら〔宣誓補助者〕の知識と信頼の限り正しくて確実な宣誓を行なった」（史料32）と宣誓されるからである。したがって、量的な意味でも、六名の宣誓補助者の宣誓の代りに六つの教会での被告自身の六回の宣誓が遂行されることが本来的だと思われるのである。史料10の文言はこのことの歴史的な裏付けである。

43 ここでは、飲食費あるいは借家の賃料についての金銭債務訴訟では、被告は雪冤宣誓を行ないえないとされている。

44 この史料は、史料25・34との関連で理解することができる。つまり、原告が金銭債務（債権）の証明に際して、捺印された割符 (*taille ensealé, sealed tally*) を提示したならば、被告は雪冤宣誓を申し出ることができないということである。

一三世紀の国王裁判所裁判官ブラクトン (*Henry de Bracton*, 一二六八年没) は、この件に関して次のように述べている。

「しかしもし原告が証書や捺印された証書のような証拠を持っているならば、このような証拠に対して雪冤宣誓による防御は存在しなごびあひ。 (*Si autem querens probationem habuerit sicut instrumenta et cartas sigillatas, contra huiusmodi probationes non erit defensio per legem.*)」⁽²⁾

つまり、原告が証拠として証書、特に捺印された証書を提示した時には、被告は雪冤宣誓を申し出ることができないのである。これに対して商慣習法 (*lex mercatoria, law merchant*) においては、**史料25**などから示唆されるように、割符も同様の効果を有している。このことは、一三〇九年から一三一七年に国王裁判所で扱われた三件の金銭債務訴訟の一つで、原告側が被告に対して「あなたは雪冤宣誓に到達しないであろう。なぜなら、我々は目下商慣習法に従って訴えているのであり、そして我々は割符を提示したからである (*A la lei n'avendrez point. Car nous pledoms ore a la lei merchant, et avoms mis avant taille.*)」と述べたところからも分かる。

こうして、コモン・ローでは捺印された証書が雪冤宣誓を排除でき、商慣習法ではそれに加えて割符も雪冤宣誓排除の効力を有するというのが一四世紀初葉の原則であったように思われる。さらに、**史料25・34**にみえるように、商慣習法では書面 (*scriptum*) も同様の効力を有している。

しかし、一四一九年のロンドンの**史料44**では、「捺印された割符」だけが挙げられている。「書面」が消えてしまっている。これは恐らく、一三六三年の制定法 (38 Edw. III, stat. I, ch. 5.)⁽¹⁰⁷⁾の施行の故であろう。その規定によれば、ロンドンの被告たちすなわち金銭債務者たちは、原告たちが捺印証書 (*rait*) も割符 (*taille*) も持たずに書面 (*papirs*) だけで被告の雪冤宣誓を排除していたことに不満を持っていたのであり、この点についての改善を要求し、認められたのである。この規定はロンドン市に対して効力を有する規定であった。

45 ここでは、謀殺ないし重罪で正式起訴された人の二通りの無罪証明方法が記されている。陪審と雪冤宣誓であるが、前者については簡略にしか書かれていない。正式起訴については既に**24**で言及した。この史料は、**40**で述べたように五港の慣習に属するものである。それは内容的に**史料40**と類似しているので、共通する点についてすべてには触れず、それに固有な部分を中心に考察する。

i 陪審について。

被告は陪審か雪冤宣誓のどちらかを選ぶことができる。陪審の場合、それは特権地域の一二名で構成されるが、注意すべき点は、被告は法が命じる忌避権を有することである。忌避については**史料55**にその内容が示されている。陪審員の選出に際して被告による忌避権が認められることによって、**24**で述べたような陪審に一定の変容が加えられたことが分かる。被告にとっての陪審の意味が変ってきているのである。

ii 宣誓補助者が一人ずつ宣誓することについて。

「一二名の各々が一人ずつ (syngulerly everyche of the xii persons)」という文言から判断して、彼らが一人一人順次に宣誓を行なっていたことが分かる。これは**3**で示唆し、**40**で確認した手続の連続である。

iii 宣誓者の聖書に対する所作について。

「宣誓し、聖書にキスする」という文言から、被告も宣誓補助者も宣誓の直後に聖書にキスしたことが先ず分かる。次に、「誰かが聖書から手を引つ込め、宣誓をしようとしなければ」という文言から、手による所作が重要な意味を有したことが窺える。このことは、これまで検討してきた史料からも分かる。例えば、「三六名の手を伴って」(**史料9**)、「被告は第三番目としての彼の手によって」(**史料13**)というようにである (**史料15・18・21・25・36・38・42**も参照)。それぞれの史料の文脈から分かるように、宣誓は手によって行なわれるのである。そしてその手は聖書の上に置かれる。**史料48**はこのことを明確に語っている。すなわち、「先ず第一に、正式起訴された人が彼の手を聖書の上に置き自分が潔白であることを宣誓すべし。そして一二名の人々が同じ仕方々宣誓すべし (primerment l'un enditez mettra sa mayn en livre et jura que il est sauns coupe et lez xii hommes en mesme le maner jurent.)」¹⁾。

このように、被告も宣誓補助者も聖書に手を置いて宣誓を行なった。これは古くからのしきたりであつたらう。ウィヒトレット王の法(六九五五年) (**史料64**の19・22)では、「教会書記は、彼一人が祭壇の上に彼の手を置いて」とか、「彼はリーヴの手によって身の潔白を証明すべし」というように、「聖書の上に」と明記されているわけではないが、宣誓に際

して手が重要な役割を果たしていたことを示唆している。

翻つて大陸に目を向けてみると、『レークス・リブアリア』およびその各個規定の変更補充を目的として八〇三年にカール大帝によって制定公布された『レークス・リブアリア附加勅令』では次のように規定されている。

「第六十六章 宣誓について (De sacramento)

一 誰かりブアリア人が宣誓により信約をなす場合には、彼は十四夜後自己共に七人又は十二人又は七十二人にて法定の夜數を守り共誓すべく努むべし。然るに、彼が(正當の)期日に宣誓を共誓したるか否かにつき、争が生じたる場合には、彼は自分の宣誓補助者(juratores)の三分の一と共に——彼等の中或人は(彼の)右側に或人は左側に立ちて——それを確證すべく努むべし。然るに若し彼が斯の如くして(相手方を)承服せしめざりし場合には、彼はその後裁判官の面前にて又は(これが面前にて成立せる)決定に従ひ、彼の宣誓補助者の六分の一と共に右手に武器を持ち、(cum dextera armata)、裁判官の面前における先並びに後の宣誓を確證すべく努むべし。然るに彼等が(宣誓の)言葉を言はざりしときは、彼は請求(せられたるもの)の全部をば法定贖罪金(Jegis beneficium)と共に返済すべく努むべく、而して宣誓補助者は各人十五ソリツス責あるものと判決せらるべし。然し彼等が(宣誓の文言を)言へる場合には、彼等は判決(書)を受領すべし。

二 然し国王所屬被解放者、ローマ人又は教会所屬被解放者が斯の如くなしたる場合には、彼は法定數(の宣誓補助者)と共に同様に履行すべく努むべく、然らざれば法定の支拂をなすべし。」「(『レークス・リブアリア』(傍点引用者)「十一 第六十七章に。すべて、宣誓(sacramentum)は、教會において又は聖遺物の上にて、(supra reliquias)誓はるべし。而して教会においては、六人の選ばれたる者と共に、又は十二人あるを要する場合には誰にても見出され得たる者と共に、宣誓せらるべし。神並びにかの遺物の主たる聖者は、彼をして眞実を言はしめるよう、助け給ふべし。」「(『レークス・リブアリア附加勅令』(傍点引用者)

「右手に武器を持ち（cum dextera armata）」ながら行なわれる宣誓は、恐らくゲルマン時代以来の古来の方式なのであろう。そしてゲルマン時代には、本稿序説で述べたように、「宣誓はまだ神への呼びかけではなく、呪術的なデーモン呼出」であり、「偽誓したときは、自然力（電光）や手をふれることによって呪術力を得た武器が、彼を滅亡させるものと考えられた」（ミッターイス）というわけである。したがって、ここでも手（右手）は宣誓において極めて重要な役割を果たしている。この古い方式は、『レークス・リプアリア附加勅令』において、「すべて宣誓（sacramentum）は教会において又は聖遺物の上にて（supra reliquias）誓はるべし」と変更されるが、そしてそれはもちろんゲルマン人によるキリスト教の受容・変容・消化に拠るわけであるが、そこでもやはり手が聖遺物の上に置かれることとされているようにみえる。ラテン語の語源的側面からローマにおける宣誓（sacramentum）についても簡単に触れておく。エミール・バンヴェニストが述べているように、「sacramentumはsacer〔神に捧げられた〕、「神聖な」、あるいは「呪いをかけられた」という意味の形容詞」にするという概念を含む。つまり、人間に影響を及ぼしうる最も恐るべきもの、聖なるもの、本質が誓約〔serment〕に結びつけられているのである」。そして、「誓いを立てる者は、背誓を犯したら呪いを甘んじて受ける⁽¹¹⁾と誓い、恐ろしい力を帯びたモノないし実体に触れることによって、みずからの行為を厳粛なものとする」のである。

このように、我々の史料における宣誓者が宣誓に際して手を聖書の上に置くという行為は、それ自体古い伝統を有したと考えて間違いない。そして、この行為は宣誓の真正性を担保する要素として重要な意味を有したはずである。

iv 被告と宣誓補助者の宣誓内容について。

史料32では、宣誓において被告は嫌疑のすべてを否認し、宣誓補助者は被告の宣誓の真正性を宣誓している。そしてこれはアングロ・サクソン法の伝統から理解できる（**32**、**史料65**の5・6参照）。これに対して**史料45**では、被告も宣誓補助者も、被告が有罪でないことを宣誓することとされている。ここでは、宣誓補助者の宣誓内容が変化しているようにみえるのである。しかし、同時代の**史料47**をみると、刑事と民事の違いはあるものの、宣誓補助者「二名は、被告の宣誓が

申し分なくかつ真実であると信じる旨宣誓すべし」とされている。五港の慣習において、それも刑事訴訟に關してであるが、宣誓内容に一定の変化が生じていたのであろうか。

なお、宣誓補助者は「適法な人々」とされている。

46 雪冤宣誓の遂行の期日について、その指定の仕方が規定されている。宣誓補助者が他所者である場合には、そして彼らが遠くの地方からやって来なければならぬ時には、集合に要する時間を考慮してそれが決められなければならないとされている。「三六名」とされているので、この史料は史料45に続くものと考えられ、したがって謀殺ないし重罪における雪冤宣誓の規定である。

47 この史料は、五港の成員都市の一つLYND (40参照) のものである。

あらゆる人的訴訟において、二名の宣誓補助者を伴う雪冤宣誓が可能であるとされている。宣誓の内容については45で触れた。

ところで、ここでは原告は、被告の雪冤宣誓に優先して証人による訴因の証明を認められている。これは、34で検討した事柄と関連させて考慮すると奇異にみえる。例えば、契約違反訴訟や契約に基づく金銭債務訴訟において、契約が締結され、債務の履行が秘密裡に行なわれたとすれば、たとえその契約が証人によって証明されても何ら解決にはならなかつたからである(史料21も参照)。恐らく、それら以外の人的訴訟において、原告の証人による訴因の証明が有効である局面が存在したのであろう。

48 Hyeは五港の一つである。この史料は史料40・45と共通点がある。被告が正式起訴された人であるという点と、三名の中から一二名が選ばれる点である。手を聖書の上に置いて宣誓することに関しては45で述べた。

49 原告(債権者)が「彼の単なる口頭によって」金銭債務(債権)を主張する場合、すなわち原告が書面も証書も割符も持たない場合(21・25・34・44参照)には、被告(債務者)は雪冤宣誓を申し出ることができる。雪冤宣誓の遂行のた

めの次の開廷期での日取り（42参照）は被告によって決められる。

宣誓補助者の数は、被告が都市の特権を持つ人であれば三名、そうでなければ五名であり、都市の特権者に有利になっている。なお、宣誓補助者の資格要件として、**史料27**と同様に誠実であることが挙げられている。⁽¹²⁾

50 *rye*は五港の一つである。ここでは、私訴された人すなわち被告が他所者である場合に、彼が遠くの地方の出身であることを考慮して、彼が雪冤宣誓遂行のための宣誓補助者を郷里に呼びに使いを出すことができるように、遂行の期日が指定されるようにと定められている。他所者に便宜が計られているのである。

51 *Fordwich*は五港の成員都市の一つである。この規定の趣旨は**史料50**と全く同じである。「もし可能ならば彼自身の地方の人々によって彼を放免してもらうために」という文言から、宣誓補助者を郷里に呼びにやることが一層鮮明になっている。

52 ここでは、被告が都市における隣人であろうと他所者であろうと、もし彼が適法で誠実な人であるならば、雪冤宣誓の遂行を拒絶されるはならないとされている。宣誓補助者の資格要件については11・12・17・21・27・28・30・45・49でみたが、ここでは被告本人の資格要件として「適法で誠実な」ことが挙げられている。

53 この史料では、窃盗に関して私訴された人が雪冤宣誓で嫌疑を晴らすことができることとされている。宣誓補助者が三六名であることは、一二世紀に関して**9**で考察したように、一五世紀においても窃盗 (*latrocinium*) が重大な犯罪と考えられていたことを示唆している。

窃盗における雪冤宣誓は、アングロ・サクソン法にも存在した。**史料65**のアングロ・サクソン法の宣誓方式の2から6にそれはみえている。**史料53**の被告が「その物は彼の物であり、かねてから彼自身の法的に正しい動産であったと述べ」る点は、**史料65**の3の(1)から(4)に対応するし、**史料53**の「さらに彼が私訴されている事柄について自分は無罪であると述べる」点は、**史料65**の5に対応する。

宣誓補助者の資格要件としては、「善良で誠実な三六名の人々によって (per xxxvi bonos et fideles)」とあるように、善良で誠実なことが挙げられている。

54 金銭債務訴訟において、原告は、(i)「彼の単なる口頭によって」、(ii)「金銭債務が負わされた時にそこにいた善良で誠実な人によって」、すなわち「それによって彼が彼の訴因を証明する、見て聞いた証人」によって、あるいは(iii)「割符によって」一定額を被告に要求することができる。そして、(ii)(iii)においては被告は雪冤宣誓を申し出ることができなく、(i)の場合にはできるとされている。(ii)においては、やはり五港の成員都市である「*Ypp*」の史料47でみたように、原告の証人による証明が認められていたことが分かる。(iii)については44で言及した。(i)については49でみた通りであるが、ここで特徴的なことは、宣誓補助者が必要とされないこと、つまり被告は彼の単独の宣誓によって雪冤できるということである。「原告の単なる口頭に対して、被告は単なる口頭によって放免されるのである (sit quietus per simplicem vocem contra vocem petentis)」というように、このことが強調される形で再度確認されている。

55 Sandwichは五港の一つである。ここでは、証人ないし宣誓補助者が反対当事者によって忌避されることが先ず定められており、次に宣誓補助者の忌避理由が挙げられている。次の通りである。

- i 偽誓の廉で有罪を宣告されたこと。
- ii 教会ないし市場地の周りを鞭打たれ引き回されて公然の悔い改めを行なったこと。これは恐らく姦夫のことを言っているであろう。姦夫は当時町中を引き回されて鞭打たれたからである。(史料59参照)。
- iii 自分の領主を裏切ったこと。
- iv 殺人ないし窃盗の故に祖国から逃亡してきた外国人であること。
- v 被告の息子であること。
- vi 被告の従者であること。

i から iv は、犯罪ないしそれに近い行為の故にそれが忌避理由となっている。しかし、v、vi では血縁ないし主従の間関係だけが問題とされている。ここには 12 で触れたような、宣誓補助者における「血族の者」から「良きかつ法に適った人」への転換の問題が秘められているように思われ、さらに雪冤宣誓における共同体の機能の変化をも問うことができそうである。この点については、史料 59・60・61 がこれに関わる一層詳細な内容を含んでいるので、その検討の際に扱うことにする（61 参照）。

56 五港の特権地域下では、隣人による審問、すなわち陪審によって審理が行なわれるのではなく、原告側ないし被告側の証人による証明あるいは否認する当事者の雪冤宣誓によって決着がつけられるべしと述べられている。ただし土地の訴訟だけは除いて、とされている。これは、自治都市においても、例えば、土地に関する所有権訴訟であれば国王の権利令状によって、あるいは占有訴訟であれば占有令状によって、州のシェリフが介入するという形で事件が処理され、その際には当然のことながら陪審審理を用いるのが原則だったからである（本稿序説参照）。このようにみえてくると、ここで対象とされていると考えられる訴訟は、先ず人的訴訟であろう。刑事訴訟については、この史料に連続している史料 57 でそれが扱われていることを考慮すれば、ここでは対象にされたいないと考えるべきであろう。

また、ここでは 47・54 でもみたとように、原告の証人による証明が認められており、さらに被告のそれも認められている。57 暴行、侵害および流血に関する訴訟において、原告が証人による証明を希望しても、被告が雪冤宣誓を希望し、遂行の可能性があつて然るべき方法で要求するならば、それが認められるとされている。「侵害 (transgressio)」は、刑事上の犯罪としての権利侵害を指しているであろう。

ここでは、被告の雪冤宣誓が原告の証人による証明に優先している。他方、史料 47・54 では、人的訴訟においてである原告の証人による証明が被告の雪冤宣誓に優先している。人的訴訟と刑事訴訟とは、その証明方法について異なった優先順位がつけられているのである。

- 58 殺人の私訴において雪冤宣誓を行ないえない場合が規定されている。現行犯で血の付着した小刀、剣など共に発見され、それが誠実な人によって目撃され証言された場合である。これは、殺人以外の暴行傷害にも適用されたと思われるが、史料57で予定されている状況との決定的な違いは、血の付着した小刀、剣などと共に現行犯で発見されることである。
- 59 証明、無罪放免（雪冤宣誓）および証言から排除される人々が挙げられている。次の通りである。
- i 人道に反する行為をしたり、その嫌疑をかけられた者として、窃盜犯、姦夫、偽誓者、嫌疑をかけられた人、あるいは有罪を宣告され身代金を支払って釈放された人。
 - ii 親戚。
 - iii 仲間。
 - iv 一人前の自由人でない者として、成年に達していない少年、農奴、狂人、貧者、あるいは隸農。
 - v 俗人に対する聖職者そして聖職者に対する俗人。
- 60 証明、無罪放免（雪冤宣誓）、証言および陪審に参加できない人々が挙げられている。次の通りである。
- i 人道に反する行為をした者として、売春婦やそれを買う人、偽誓者、在監中の人や適法でない人、あるいは法益を剝奪された人。
 - ii 親戚として、当事者の父や母、兄弟姉妹、伯父や伯母、息子や娘、伯父の息子や伯母の息子、姉妹の息子、兄弟の息子、いとこ、あるいは五親等内の姻戚。
 - iii 一人前の自由人でない者として、農奴、質の悪い人、分別のない人、あるいは愚人。
 - iv 当事者の領主、あるいはその領主のベイリフ。
 - v 当事者のお仕着せを着ている人、すなわち従者、当事者の血族、当事者自身の世帯の人、当事者から土地を保有している人。⁽¹¹³⁾

- vi 主張の一部に関わる人あるいは訴訟当事者の相手。
- vii 土地を持っている司祭あるいは修道会の成員。
- 61 前半では、宣誓ないし証明を行なうべき人は次のような経歴を持たない人でなければならぬとされている。
 - i 偽誓について有罪とされたこと。
 - ii 公然に悔い改めを行なったこと、すなわち恐らく姦夫としての行為をしたこと。
 - iii 重罪について有罪とされ権利を放棄させられたこと。
 - iv 逃亡したこと。

後半では、宣誓補助者は雇われるべきではなく、報酬を取ってはならないとされ、もしも報酬の授受の事実が明らかになれば、提供者も受領者も苛酷な罰を科されるべしとされている。

前半部と後半部に分けて考察する。前者の考察には、史料55・59・60の該当部分も含める。

犯罪を含めて人道に反する行為を行なった者が宣誓を行なう資格がないとされたことは至極当然に思われる。正しい宣誓を遂行する保証がないからである。具体的にみると、史料で多く挙げられているのは、偽誓者（史料55・59・60・61）、「売春婦やそれを買う人」を含めた姦夫（史料55・59・60・61）、そして重罪・殺人・窃盗を犯した者（史料55・59・61）である。偽誓については、既に一三世紀末の『プリトン』の中で、「偽誓の故に私権剝奪された」者は宣誓補助者として活動できないことが示唆されている（史料67参照）。

宣誓を行なう人が一人前の自由人でなければならなかったこと、特に自由人に関しては、一二世紀の史料14、さらには『グランヴィル』でも触れられている（14参照）。『プリトン』（史料67）の中にも関連した記述がある。また、『ブラクトン』では、隸農（villani）であるが故に宣誓補助者から除外されると述べられている。⁽¹⁴⁾こうして、一五世紀に至るまで都市において自由身分の者のみが訴訟手続における宣誓を行ないえたことが分かる。女性についてみれば、史料38にみえ

るように、雪冤宣誓の被告本人として、さらには宣誓補助者として訴訟手続に参加している。

たとえ自由人であっても、狂人、貧者、質ちぢの悪い人、分別のない人あるいは愚人と判断された人は宣誓から排除される。これらの人々は、正しい宣誓を行なう能力がないとされたわけである。

次に問題とする親戚、仲間そして主従関係者には一定の共通点がみられる。すなわち、中心となる人物——ここでは雪冤宣誓を中心に考えているので、雪冤を行なおうとする被告本人を念頭に置く——との関係である。本人と右のような関係にある人々が宣誓補助者として手続に参加できないというのは、公正な証明の遂行という関心からすればもつともだとも思われる。そして、少なくとも一五世紀の都市における社会状況がそれを要請していたのだと推測することも可能である。しかし、雪冤宣誓という証明方法の発生史とその展開を振り返るならば、右に述べた関係性による排除はやはり時代の転換の訴訟手続への投影とみななければなるまい（12参照）。

史料61の後半部では、宣誓補助者は雇われた者であつてはならないと規定されている。これは、一六世紀の五港において、雇われた宣誓補助者の横行が由由しい問題となつていたことを裏付けている。この問題は数世紀前の時代に既に生じている（34参照）。しかし、この史料においてのように、慣習法集の中にこのように詳細にこの件について明記されたということは、当該問題がいかに深刻になつていたかを物語つていように思われる。証明方法としての雪冤宣誓の本来の機能も低下しつつあつたのかも知れない。

62 ここでは、偽誓の問題が取り上げられている。宣誓が遂行される前に、偽誓を行なうことがキリスト者としてのその人の靈的救済にとつていかに危険であるかを裁判官が注意することとなつてゐる。偽誓という行為は、全能の神を放棄し、自分を天国ではなく地獄の悪魔に引き渡す行為であり、その結果は靈的救済からの永遠の排除だといふわけである。

偽誓は、宣誓が証明方法として用いられる時には、必ず問題となる。これは、キリスト教に限らず信仰と人間の社会関係の接点で生じる普遍的な難題である。幾つかの例をみておこう。

プラトンは、『法律』第一二巻第四章「宣誓についての規定。公費の負担を拒否した者の扱い。」において、過去には人々が神々の存在をはっきり信じていて、訴訟に際しては訴訟の両当事者に神の名によって宣誓させることにより、その事件を迅速かつ誤りなく解決していたのに、現代（プラトンの生きていた時代）では、神々の存在を全く信じなかったり、あるいは信じていても、神々は自分たちのことを氣遣つてはくれないと考えるような人々が現われてきて、平気で偽誓を行なうようになった、と述べている。そして、「人びとの神々に対する考え方が変わってしまった以上、法律の方も変わらざるをえない」のだ、と考え、「訴訟手続きのなかで原告と被告の双方が行なう宣誓」を廃止して、「宣誓を用いない裁判」すなわち「つねに正当な要求を慎み深い言葉を用いて相手に納得させたり、また相手からもその言い分を聞くなりして、最後までそれで終始するようにさせる」裁判を提案している。⁽¹⁵⁾

旧新約聖書においても、当然のことながら、この問題について記された言葉がある。偽誓あるいは偽証についてであるが、主な箇所を引用しておく。⁽¹⁶⁾

「汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからず〔別訳 あなたの神、主の名によって偽りの誓いをしてはならない〕⁽¹⁷⁾ エホバはおのれの名を妄に口にあぐる者を罰せではおかざるべし」〔出エジプト記 二〇・七〕⁽¹⁸⁾。

「汝等わが名を指して偽り誓ふべからずまた汝の神の名を汚すべからず我はエホバなり」〔レビ記 一九・一二〕⁽¹⁹⁾。

「汝その隣人に對して虚妄の證據をたつるなかれ」〔出エジプト記 二〇・一六〕⁽²⁰⁾。

「汝虚妄の風説を言ふらすべからず悪き人と手をあはせて人を誣る證人となるべからず」〔出エジプト記 二三・一〕。

「視よ、或人みもとにきてりて言ふ『師よ、われ永遠の生命をうる為には、如何なる善き事を為すべきか』イエス言ひたまふ『善き事につきて何ぞ我に問ふか、善き者は唯ひとりのみ。汝もし生命に入らんとせば誠命を守れ』彼いふ『孰れを』イエス言ひたまふ『殺すなかれ』『姦淫するなかれ』『盗むなかれ』『偽證を立つる勿れ』『父と母とを敬へ』また『己のごとく汝の隣を愛すべし』」〔マタイ伝 一九・一六—一九〕⁽²¹⁾。

また、訴訟において証人の証言が用いられ、偽証が問題になる場合として次のような言葉がある。

「何の悪にもあれ凡てその犯すところの罪は只一人の證人によりて定むべからず二人の證人の口によりまたは三人の證人の口によりてその事を定むべし。もし偽妄の證人起りて某の人は悪事をなせりと言たつること有ば、その相争ふ二人の者エホバの前に至り當時の祭司と士師の前に立べし。然る時士師詳細にこれを查べ視るにその證人もし偽妄の證人にしてその兄弟にむかひて虚妄の證をなしたる者なる時は、汝兄弟に彼が蒙らさんと謀れる所を彼に蒙らし斯して汝らの中より悪事を除くべし。然せばその遺れる者等聞て畏れその後かさねて斯る悪き事を汝らの中におこなはじ。汝憫み視ることをすべからず生命は生命眼は眼齒は齒手は手足は足をもて償はしむべし」(申命記 一九・一五—二一)。

ゲルマン法の流れにおいては、『レークス・サリカ』に、偽誓ないし偽証の罪に関わる罰金規定が置かれている。

【第三十章 罵言について (De conviciis)】

七 誰かが他人を密告者 (Mlator) もしくは偽誓者 (Ialator) と罵り、しかしてそれを證明すること能はざりし場合には、彼は六百デナリウスすなわち十五ソリズス責あるものと判決せらるべし⁽¹²²⁾。

【第四十八章 偽証について (De falso testimonio)】

- 一 誰かが偽證をなしたる場合には、六百デナリウスすなわち十五ソリズス責あるものと判決せらるべし。
- 二 何人にも偽誓したることの罪ありとせられたる場合、宣誓補助者 (Iuratores) は「各」五ソリズス責あるものとせらるべし。

三 かのそれが證據立てられたる者〔自身〕は、しかして、カピターレおよびディラトウラならびにカウサ (causa) のほか、なほ六百デナリウスすなわち十五ソリズス責あるものと判決せらるべし⁽¹²³⁾。

現代に近い時代においても、伝統的社会では、宣誓という行為に重要な意味が付与され、宣誓が証明方法として用いられている例がある。ジェイムズ・フレイザーは、伝統的社会としてのサモアについて次のように述べている。

「同様にサモアでも俗信は私有財産に対する尊重の念を培ふ上に重要な役目を果たした。この點について我々は、長年月に亘つてサモア人の間に生活し彼等の慣習についての貴重な資料を齎した一宣教師、ジョージ・ターナー博士の證言をもつてゐる。博士は次のやうに言つてゐる。『私が既に注意した第二のものが、即ち迷信的恐怖が、サモアに於て平和と秩序との維持のための力であつた事の説明を急がう。もし酋長や家族の長が竊盜事件やその他の隠された事件の取調べにあつて、犯人を発見することの出来ない場合には、すべての容疑者に彼等が無罪であることを誓はせる。容疑者たちは酋長の前に出て誓ひをたてる時、村の神を表すところの石、又はその他のものの上に一握りの草を置き、それに片手をのせて、「お集りになりました酋長さまたちの前で、私は今この石の上に手を置きます。もし私が盗みを致しましたなら、今たちどころに死んでしまふでございませう。』と言はなければならぬ。これは誓ひの一般の形式である。草を握りその上に置くのは、もし私に罪があれば家族は一同死に絶えてしまひ、その住ひには草が生えるであらうと言ふ、無言のつけたりの呪詛を意味するものである⁽¹²⁴⁾』」。

右でみてきたやうに、宣誓が証明方法として、あるいは訴訟手続の中で用いられる時には、必ず偽誓ないし偽証が深刻な問題となつたのである。プラトンでは、神々への信仰が失われつつあつたために、宣誓を用いる訴訟手続を廃止しようとな案されていた。旧新約聖書では、モーセの十誡以来の偽誓ないし偽証への戒めが挙げられていた。『レークス・サリカ』では、偽誓ないし偽証に関わる罪の罰金が規定されていた。そして、サモアでは宣誓補助者を伴わないが一種の雪冤宣誓と思われるやうな証明方法が用いられており、もし宣誓者たる容疑者が偽誓を行なえば、本人は立ち所に死亡し、さらにその家族が一同死に絶えてしまふという呪詛が信じられていた。

史料 62 に戻らう。そこでは、裁判官が訓戒を垂れている。裁判官によるこのやうな訓戒は、決して一六世紀に初めて行なわれるやうになつたのではない（37 参照）。しかし、イングランドにおいて一六世紀が、証明方法としての雪冤宣誓の機能の転換期であつたことは間違いなく、人々が宣誓に対する尊重の念を失いつつあつたことの現われとして裁判所によ

る偽誓防止のための詳細な訓戒が行なわれたと思われるのである。

国王裁判所の動向の中でもこの傾向を確認することができる。制度としての雪冤宣誓は、本稿序説で触れたように、一六〇二年のスレイド事件によって事実上廃止された。その判決によって、雪冤宣誓を用いる「契約に基づく金銭債務訴訟 (action of debt *sur contract*)」は廢れてゆき、それに代つて引受訴訟 (action of assumpsit) が用いられるようになる。契約に基づく金銭債務訴訟自体が廢止されたわけではないが、それが提起されても雪冤宣誓の利用は事実上許されなかつたことである。これはエドワード・コーク (クック) (Edward Coke, 1552—1634) の努力の所産である。¹²⁵⁾

スレイド事件の審理過程で、雪冤宣誓の實際的機能について議論されたが、その中でコークは、彼の時代にそれは非常に悪く機能していると嘆いている。¹²⁶⁾ 雪冤宣誓の要^{かゝる}である宣誓について彼は次のように述べている。

「さて、經驗の証明するところによれば、人々の良心は余りにいい加減になつて、彼らの私的な利益への関心が人々に偽誓を行なうように仕向けている。……私は、この頃宣誓というものがほとんど尊重されていないこと——それを私は毎日観察しているのだが——に驚いている」¹²⁷⁾。

このような傾向に対処するために国王裁判所は一つの方策を打ち出した。雪冤宣誓を申し出た被告が裁判官によって尋問されたり訓戒されたりすることである。裁判官が被告の良心を伸の良心に対峙させることによつて、雪冤宣誓の本来の機能の回復が企図されたのである。被告に対する尋問や訓戒がこのように裁判官によつて行なわれるようになったのは、ミルソムによれば一六世紀末になつてからである。彼はこの見解を、スレイド事件でのコークの言述および国王裁判所での幾つかの訴訟事件を引き合いに出して根拠付けている。¹²⁸⁾ 一五四〇年に制度的に確立した、大法官の刑事裁判所とも呼ぶべき星室裁判所の事物管轄の中に偽誓 (perjury) が含まれていたことは、¹²⁹⁾ 当時腐敗が激しく不満の絶えなかつた陪審における宣誓とも関連していようが、恐らく雪冤宣誓における宣誓とも関連していたと思われる。

右に述べたような偽誓に対処するための国王裁判所の方策が功を奏したかどうかは容易には判断しえないが、前提的条

件としての偽誓の蔓延の情況は地方の裁判所にも既に見えていた。史料62は一五二八年の五港慣習法であり、その背後に認識されている法情況は、五港およびその成員都市のものだからである。国王裁判所での訓戒が、前述のように一六世紀末以降であったのに対して、五港でのそれは一五二八年に現われている。このことは、訴訟手続における宣誓の機能の変化が先ず地方の裁判所に影響を及ぼしたことを示している。

63 ここでは、雪冤宣誓を用いうる訴訟において、自由人たる被告は、二名の宣誓補助者を伴って雪冤宣誓を遂行することが原則として規定されている。

(57) Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol. I, pp. 581-582.

(58) (53) *Ibid.*, p. 582.

(84) カール・ボランニー、栗本慎一郎・端信行訳『経済と文明——ダホメの経済人類学的分析——』サイマル出版会、一九八一年（新版）、七頁。

(85) 同右書、第二部第四章「交換——孤立していた諸市場——」参照。

(89) Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol. I, p. 582.

(55) *Select Pleas in Manorial and Other Seigneurial Courts (op. cit.)*, pp. 8, 11, 18, 23, 27, 33, 89, 97, 113.

(88) M. M. Postan, *The Medieval Economy and Society*, Pelican Books, 1976, p. 148. 保坂栄一・佐藤伊久男訳『中世の経済と社会』未来社、一九八三年、一七一頁。なお、訳語、表現の統一のために訳文は翻訳通りになっていない。次註も同様。

(89) *Ibid.*, p. 224. 同右邦訳書、二五五頁。

(90) See *Oxford Eng. Dict.* (alehouse, alewife).

(91) *Borough Customs (op. cit.)*, p. 185.

- (82) *Ibid.*, pp. 185-186.
- (83) *Ibid.*, p. 186.
- (84) Maitland, *The Forms of Action* (op. cit.), p. 53.
- (85) マーランド S. F. C. Milsom, *Studies in the History of the Common Law*, London and Ronceverte, 1985, pp. 84-85 参照。
- (86) Maitland, *The Forms of Action* (op. cit.), p. 40. T. F. T. Plucknett, *A Concise History of the Common Law*, fifth edition, London, 1956, p. 130.
- (87) *The Statutes of the Realm*, vol. I (op. cit.), p. 48.
- (88) シュッカーマンは「地方の裁判所の人的訴訟における民事裁判権を四〇シリンツ未満の主張に制限するところのがその制定法に反対なゆえに」[邦註の——「三」 四世紀の——] 解釈であるが「この法は中世の法である」(John S. Beckerman, *The Forty-Shilling Jurisdictional Limit in Medieval English Personal Actions, Legal History Studies 1972*, ed by D. Jenkins, Cardiff, 1975, p. 110.) 参照すべし。ポロックとマイトランド (Pollock & Maitland, op. cit., vol. I, p. 553.)「ホーヌズブロー(W. Holdsworth, *A History of English Law*, vol. I, 7th ed., London, 1956, p. 72.)」ポロックとマイトランド(T. F. T. Plucknett, op. cit., p. 93.)を批判的に引き合はせ出している。この三名の学者は、共に一と二のうちの一は、後二者はメイトランドに引きあはれてくるのであるが、「ブリュン」(Briton <op. cit.>, vol. I, p. 155.)こその見解の根拠を求めよう。しかし「ブリュン」の著者自身もその法の理解を誤ったことについては、シュッカーマンは控えめながらも説得的に明らかにしている(Beckerman, op. cit., pp. 114-115.)。
- (89) *Ibid.*, pp. 110, 113. またまた「ミルマンは「シュッカーマンの論文を要約している」。 See Milsom, *Historical Foundations of the Common Law*, second edition (op. cit.), pp. 245, 288.
- (90) 五港に関する点の記録は「*Oxford Eng. Dict.* (Cinque Ports), *Jornitt's Dict. of Eng. Law* (Cinque Ports)」に拠る。
- (91) 五港長官については「シュッカー」前掲邦訳書「三三頁で「五港裁判所 (Court of Shepway) への訳註として小山氏が言及されているので、参考のために引用しておく。」

「一二六八年に、国王は五港全体に対し一名の五港長官 Warden of the Cinque Ports を任命し、ドウヴァー城城守を兼ねさせると同時に、一一五〇年までには確立していた、ハイス付近にあった五港全体を管轄する国王の裁判所たる五港裁判所の長とした。その結果、五港裁判所は各港湾都市の裁判所の上位裁判所となり、五港市民が自らの都市外に召喚されうるほとんど唯一の裁判所となった。このハイスにあった五港裁判所は、十四世紀中にドウヴァーにあった五港長官の裁判所に多くの裁判管轄権を奪われた。後者は五港に対するエクイティ裁判所として発展したが、十五世紀までには海事裁判所としても機能し始め、五港に関しては、海軍高等裁判所 High Court of Admiralty をも排除した。一八五六年、同裁判所の一般的民事裁判権は廃止されたが、海事裁判権はそのまま残され、一八七三年の裁判所法でも残されている」。

(102) メイトランド、前掲邦訳書、一二六頁参照。

(103) 「第三番目の手で」は直訳である。史料42では文脈上「三名の手でもって」と意識してある。

(104) *Borough Customs* (op. cit.), p. 177, n. 4.

(105) *Bracton on the Laws and Customs of England*: Latin text ed. G. E. Woodbine (1915-1942), reissued with translation and notes by S. E. Thorne (London, 1968-1977), 4 vols., f. 315b (vol. III, p. 407).

(106) *Select Cases concerning the Law Merchant*, vol. III, Central Courts, ed. by Hubert Hall, London, 1930 (Pub. of Selden Society, vol. ILVI), p. lxxxii.

(107) *The Statutes of the Realm*, vol. I (op. cit.), p. 384.

(108) 久保正幡訳『リブアリア法典』創文社、一九七七年、一七六一―一七八頁。

(109) 「第六十七章に」となっているが、これは前掲の第六十六章を指している。同右書、二二七頁参照。

(110) 同右書、二二七頁。

(111) エミール・バンヴェニスト、前田耕作監修『インドヨーロッパ諸制度語彙集 Ⅱ』言叢社、一九八七年、一六二頁。なお、バンヴェニストは、「誓約しているあいだ、誓いをかける事物なり相手なりに触れているという慣習」の存在を、アイルランド語の *longo*、

ラテン語の tango、古スラヴ語の prisegati と prisegnout、サンスクリット語の an- における対応関係、すなわち「誓約する」と「触れる」の対応関係を検討しつつ示唆している。同右書、一〇四—一〇九頁参照。

(112)(113) 本章末尾の正誤表参照。

(114) *Bracton on the Law and Customs of England* (op. cit.), f. 156b (vol. II, p. 441).

(115) 『ブラトン全集 13』(岩波書店、一九七六年)七三—七三三頁(「法律」)、『ブラトン全集 1』(岩波書店、一九七五年)五五頁(「ソクラテスの弁明」)、『ブラトン全集 2』(岩波書店、一九七四年)二七五頁(「テアイテトス」)参照。

(116) 聖書からの引用は、原則として、日本聖書協会発行の文語訳『旧新約聖書 引照附』(一九七四年)に拠る。

(117) 日本聖書刊行会発行『聖書 新改訳』(一九七〇年)当該箇所の欄外註記参照。

(118) レビ記 六・三—五、申命記 五・一一も参照。

(119) マタイ伝 五・三三、二三・一六—二二も参照。

(120) 申命記 五・二〇も参照。

(121) マルコ伝 一〇・一九、ルカ伝 一八・二〇も参照。

(122) 久保正幡訳『サリカ法典』創文社、一九七七年、九七—九八頁。

(123) 同右書、一三六頁。

(124) フレイザー、永橋卓介訳『サイキス・タスク』岩波文庫、一九三九年、三七—三八頁。

(125) Simpson, op. cit., pp. 297-298.

(126) McGovern, op. cit., p. 27.

(127) 4 Co. Rep. 92, 95, 76 Eng. Rep. 1074, 1078-79 (K. B. 1602) (cited by McGovern, op. cit., p. 27).

(128) Milson, *Historical Foundations of the Common Law*, second edition (op. cit.), p. 340. 一六世紀に、国王裁判所が宣誓宣誓の

定の調整を試みたことについては Simpson, op. cit., p. 298も参照。

(129) 小山貞夫『イングランド法の形成と近代的変容』（前掲）の第五篇「星室裁判所素描」二六五―二六七頁参照。
(130) 同右書二五九頁参照。

（未完）

正誤表

本稿の「二 史料抜粹」（本誌第二二卷第一号）の中に適切でない表現と脱漏があつたので、謹んで以下のように訂正させていただく。

〔史料49〕三行目

評判の良^xい人々^x

誠^o実^oな人々

〔史料53〕三行目

彼の生命^x

彼の身体^o

〔史料58〕二行目

誠^o実^oな人

然^oる^oべき^o誠^o実^oな人

〔史料60〕三行目

領主^xのお仕着^xせを着^xている人、領主^xの血族、領主^x自身^xの世帯^xの人、地代^xを領主^xに支払^xっている領民^xたち

彼^o（当^o事^o者^o）のお仕着^oせを着^oている人、彼の^o血族、彼^o自身^oの世帯^oの人、地代^oを彼^oに支払^oっている彼の^o土地^o保^o有^o者^oたち

〔付記〕 本稿は、昭和五十九年度文部省科学研究費補助金奨励研究（A）による研究成果の一部である。